

県管理道路における予防伐採について

栃木県県土整備部道路保全課 (TEL 028-623-2429)

東京電力パワーグリッド株式会社栃木総支社 (TEL 028-305-8205)

東日本電信電話株式会社栃木支店 (TEL 028-661-4933)

1 概要

災害時の倒木等による道路や電線等のライフラインの被害を防止するため、栃木県、東京電力パワーグリッド株式会社、東日本電信電話株式会社（NTT東日本）が協働して、倒木等のおそれのある樹木の予防的な伐採（予防伐採）を実施する。

2 現状

昨年10月の令和元年東日本台風は本県に多くの被害を及ぼし、道路においては土砂崩れや倒木により、通行止めとなる箇所が多数生じるとともに、電線や電柱を巻き込むことで多くの停電被害や通信被害が生じた。

また、本年8月には、日光市森友地内の（国）119号等において、強風により杉並木が倒れ、道路を塞ぐとともに、道路を通行していた車両へ倒木が接触したことにより損傷を与える被害が発生した。電線等も被害を受けたことで、数百件の停電被害も生じた。

これらのように、近年の激甚化する気象災害においては、倒木による道路交通への影響はもとより、電線等を巻き込むことによる停電被害や通信被害が多発する傾向があり、被災地域への迅速な復旧・支援の支障となっている。

3 協働による予防伐採の実施

これまでは、道路管理者は建築限界（車道4.5m）内の枝葉まで、電線管理者は架線に直接影響する枝葉までの伐採が原則となっていたが、予防伐採では、双方がこの範囲を超えた伐採を行い、災害時の緊急車両の通行の確保及び停電防止等を図るとともに、平常時の車両通行の安全及び円滑の確保を図る。

【今年度の取組】

項目	内容
実施箇所	(国)120号の日光市中宮祠地内（中禅寺湖の湖畔）で多くの樹木が電線に影響を与えている箇所
実施時期	令和2（2020）年12月14日から（年内完了予定）
箇所選定理由	○緊急輸送道路に指定 ○迂回路がなく、孤立しやすい地域 ○停電発生時、長時間停電となるおそれあり。
協働による効果	以下により、予防伐採の取組の推進が図られる。 ○官民連携による公的機関等との調整の円滑化 ○道路管理者・電線管理者双方の費用負担 ○一括して施工することによる作業の効率化や交通規制期間の短縮 ○リスク情報の相互共有

4 今後の展望

今回の試行的な取組を踏まえ、道路・電線管理上リスクの高い場所を選定の上、全県的な予防伐採の取組を推進していく。

道路区域内の伐採の取り扱い

道路管理者
(県)

電線管理者
(東京電力)

新 予防伐採の範囲

現 従来の伐採範囲

剪定

℄

* 建築限界

H=4.5m

伐採

伐採

2.0m

東京電力

電力線 (ケーブル)

電線管理者と協働し、
・ 緊急輸送道路等の重要路線沿いの樹木
・ 道路・電線管理上の理由により、
 県民生活への影響が大きいと認められる樹木
は剪定・伐採を行う。

道路区域外

道路区域

道路区域外

-  : これまでの道路管理者の伐採範囲
-  : 道路管理者の新伐採範囲 (雪寒対策等)
-  : 電線管理者等による伐採範囲

